

沖縄県南部保健所健康推進班業務用自動車賃貸借契約書（案）

（「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく契約）

沖縄県南部保健所 所長 長棟 美幸（以下「甲」という。）と ○○（以下「乙」という。）との間に、業務用自動車（以下「車両」という。）の賃貸借について、次のとおり契約を締結する。

（賃貸借物件）

第1条 乙は甲に対し次に掲げる車両を賃貸し、甲はこれを賃借する。

- (1) 車名・年式
- (2) 登録番号
- (3) 型式
- (4) 塗色
- (5) 数量 1台
- (6) その他 別紙仕様書のとおり

（賃貸借期間）

第2条 この契約による賃貸借期間は、令和8年4月1日から令和12年3月31日までとする。

2 本契約は「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく長期継続契約であり、契約を締結した日の属する年度の翌年度以降の予算において、この契約に係る金額について減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる。

この場合において、乙は解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

（賃貸借の目的）

第3条 甲は、賃貸借車両を公務執行の用に供するものとする。

（車両の引渡）

第4条 賃貸借車両の引渡しは、甲乙双方が立会い、装備、外観その他すべての点について、賃貸借目的の限度において良好な状態にあることを確認の上、行なうものとする。

- 2 引渡しするとき、すぐに分からない隠れた瑕疵があったときは、乙の責任において必要な措置を講ずるものとする。

（賃貸借料）

第5条 賃貸借料は総額 円（月額 円×48か月）とする。

（うち取引に係る消費税総額 円）

（注）「取引に係る消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定に基づき契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

（内訳）	令和8年度総額	円（月額×12か月）
	令和9年度総額	円（月額×12か月）
	令和10年度総額	円（月額×12か月）
	令和11年度総額	円（月額×12か月）

2 前項の貸借料は毎月払いとし、甲は適法な請求書を受領した日から30日以内に乙に支払うものとする。

貸借料について、貸借期間に1ヶ月未満の端数を生じた場合は、日割り計算によって算定する。

(契約保証金)

第6条 契約保証金は 円とする。

(秘密の保持)

第7条 乙は、業務上知り得た甲の秘密を第三者に漏らしてはならない。

(契約の解除)

第8条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- 1 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- 2 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- 3 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- 5 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 6 乙がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の目的を達することができないと認められたとき。

(下請負契約等に関する契約解除)

第9条 乙は、本契約に関する下請負人等（下請負人（下請けが数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再受任者（再委託以降の全ての受任者を含む。）並びに下請負人等が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が、排除対象者（前条第2項各号に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し排除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等との契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(不当介入の関する通報・報告)

第10条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及

び捜査上必要な協力をを行うものとする。

(賃貸借料の改定)

第11条 第5条に定める賃貸借料は、経済事情の変動その他の事由により必要とみとめられたときは、甲乙協議の上改定することができるものとする。

(公租公課)

第12条 賃貸借車両に対する公租公課その他一切の賦課金は、乙が負担するものとする。

(車両の保険)

第13条 乙は、この契約の期間中賃貸借車両について、甲を被保険者とする次に掲げる自動車保険契約を締結するものとする。

- | | | |
|--------------|-----|-----|
| (1) 車両保険 | | |
| | 保険額 | 時価 |
| (2) 対人賠償責任保険 | | |
| | 保険額 | 無制限 |
| (3) 対物賠償責任保険 | | |
| | 保険額 | 無制限 |
| (4) 人身傷害責任保険 | | |
| | 保険額 | 無制限 |

(保守点検)

第14条 乙は、この契約の期間中賃貸借車両について次に掲げる定期点検等を行なうものとする。

- (1) 道路運送車両法に定める定期点検整備及び継続検査のための点検整備
- (2) 車両メーカーの定める整備スケジュールに従った点検整備
- (3) 車両の正常使用中に発見される故障の修理および事故による修理
- (4) 消耗、摩耗部品、油脂類の交換 (タイヤ、バッテリー、一般消耗部品類を含む)

2 前項の保守点検は、原則として乙の指定する工場で行なうものとする。

ただし、緊急等によりこれにより難しい場合は、あらかじめ乙に連絡した上で、他の工場で行なうことができるものとする。

(代車の提供)

第15条 乙が、前条に規定する保守点検を行うため、甲が必要としたときは乙は甲に対し代車を無償で貸し渡すものとする。

(賃借権譲渡等の禁止)

第16条 甲は、賃貸借車両について賃借権の譲渡転貸、又は担保の用に供してはならない。

(再委託の禁止)

第17条 乙は本契約について、業務の全部又は一部を第三者に委託又は請負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合は、この限りではない。

(損害賠償責任)

第18条 甲、乙いずれか一方がこの契約に違反した場合において、その相手方に損害を与えたときは、契約違反者は直ちにその損害を賠償しなければならない。

(裁判管轄)

第19条 この契約に関して紛争が生じた場合には、那覇地方裁判所を管轄裁判所とする。

(協議)

第20条 この契約に定めのない事項又は本契約に関し当事者間に疑義が生じたときは甲乙協議して決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保管する。

令和8年 月 日

甲 南風原町字宮平212
沖縄県南部保健所
所長 長棟 美幸

乙